

総務省消防庁から支援車 I 型が配備されました

この支援車は、広域・大規模災害等の発生時に備え、緊急消防援助隊都道府県隊の後方支援活動体制の充実強化を図ることを目的として、総務省消防庁から各都道府県に1台、47消防本部に消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき配備されるもので、災害現場での活動拠点として、又、消防隊員が被災現場で長期にわたる活動を続けるための支援等、消防活動を様々な面から支援するための車両であります。

配備先 中消防署本署



ボディを拡張することで車両幅を約4mまで広げ、屋内スペースを確保します。



冷暖房装置、シャワー装置、ベッド、厨房設備等を装備しています。

